

「病児・病後児保育室みかん」の受け入れ基準

利用できる場合：医師により病児・病後児保育室での生活が可能と診断され、その旨の記載を受けた所定の「医師連絡票」を提出する場合

《症状》

1. 発熱性疾患
2. 軽微な鼻水・咳などの上気道症状
3. 軽微な嘔吐・下痢などの胃腸炎症状
4. 外傷(ケガ)に関しては、必ず専門医の診察を受け、病児・病後児保育室での生活が可能であることと処置等の必要がない場合

利用できない場合：医師により病児・病後児保育が不可能と診断された場合

《症状》

1. ぐったりして、ほとんど飲んだり、食べたりできない場合
2. 嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
3. 咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく、呼吸困難である場合(喘息発作を含む)
4. てんかん発作が頻回に起こっている場合
5. 月齢相当のワクチンが完了していない場合

各感染症疾患に対する基準

《受け入れできない感染症疾患》

- ・麻疹、風しん(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)
- ・はやり目(流行性角結膜炎)

《受け入れ可能な感染症疾患》 ※隔離室を使用させていただきます。

- ・インフルエンザ(A,B)・・・発症日より利用可能
- ・おたふくかぜ(ムンプス・流行性耳下腺炎)
- ・プール熱(咽頭結膜熱)
- ・とびひ(伝染性膿痂疹)
- ・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎・・・嘔吐が治まり、水分がとれている場合
- ・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症 他

※それぞれの感染症疾患の種類によっては受け入れ基準が異なりますので、必ず前日までに「病児・病後児保育室みかん」にお問い合わせください。

当日の予約のみではご利用できない場合がございます。また、継続利用の方の人数や年齢、感染症疾患の種類、隔離室の空き状況や利用の有無によっては、ご利用をお断りする場合もございます。ご了承ください。